広陵北かぐやこども園における給食調理業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和８年１１月

広　陵　町

１．はじめに

広陵北かぐやこども園における調理、食器具等の洗浄、消毒、清掃等の業務を委託するため、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行う。

この要項は、給食調理等業務委託にかかる民間事業者の選定に関し、必要な事項を定めたものである。

２．目的

認定こども園の給食のさらなる質の向上を目指し、安心・安全でおいしい給食を子どもたちに提供するため、食育の一環としての意義を理解し、優れた調理技術、衛生管理手法、経営能力等を有する民間事業者を選定することを目的とする。

３．事業概要

（１）業務名

広陵北かぐやこども園における給食調理業務委託

（２）対象施設

ア　施　設　名　　広陵北かぐやこども園

イ　調理稼動日　　月曜日から土曜日まで
ただし、閉園日及び行事等により給食を提供しない日として甲が指示した日を除く。

ウ　給食提供場所　　上記こども園

（３）業務内容

業務の具体的な内容については、別紙「仕様書」を参照すること。

（４）履行期間

令和９年４月１日～令和１４年３月３１日

ただし、契約締結日から令和９年３月３１日までの期間は業務委託の準備期間とする。

（５）本委託業務における委託料の上限額

総額　１５０，０００，０００円（消費税及び地方消費税額を含む。）

なお、この金額は契約金額を示すものではない。また、提案見積金額はこの上限額（消費税及び地方消費税額を含む。）を超えないものとする。

（６）事務局

〒635-0821
奈良県北葛城郡広陵町大字笠 161 番地２　広陵町総合保健福祉会館
広陵町教育委員会事務局　こどもまんなか部　こども課
TEL：0745-55-6820
FAX：0745-54-5324
E-mail：kodomosien@town.nara-koryo.lg.jp

４．参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

なお、参加資格の基準日は、本プロポーザルの参加表明書の提出日とし、審査結果の決定日までに参加者が参加資格要件を欠くような事由が生じた場合は本プロポーザルに参加できない。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に該当しない者であること。

（２）広陵町の令和７・８年度物品購入等に係る競争入札及び随意契約参加資格を有する者であること。

（３）食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）に基づく営業の許可を有する者であること。

（４）給食業務の経営実績については、次の各号のいずれにも該当することとする。

ア　健康増進法（平成１４年法律第１０３号）に規定する特定給食施設における給食業務（以下「特定給食業務」という。）について、５年以上の経営実績を有し、基準日現在特定給食業務の契約を締結していること。

イ 継続的に１回１００食以上又は１日２５０食以上の受託実績を有し、かつ基準日現在も当該施設において１年以上事業を継続している実績が１件以上あること。

ウ　特定給食業務の中で、卵、乳、小麦等の食物アレルギーの原因となる食品について、アレルゲン品目の除去食等の調理に対応できる体制を有すること。

（５）過去３年の間に特定給食業務において、食中毒事故・事件を起こしていないこと、かつ重大な過失等により当該委託契約が解除されたことがないこと。

（６）基準日以降において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

（７）奈良県及び広陵町の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。なお、基準日から契約締結までの間に、広陵町から指名停止の措置を受けたときは、参加資格を喪失するものとする。

（８）広陵町物品購入等暴力団排除措置要綱（平成２４年広陵町告示第６７号）別表に掲げる措置要件のうち、下記に示すアからオのいずれにも該当する者でないこと。

ア　役員等が暴力団員であるとき。

イ　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

ウ　役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

オ　上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（９）奈良県、大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県及び和歌山県のいずれかに本店もしくは支店、営業所を有していること。

(10) 本委託業務を円滑に遂行できるような安定的でかつ健全な財政能力を有しているものであること。

(11) 従業員に対し、安全・衛生教育が徹底され、かつ厚生労働省作成の「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき、自社の衛生管理基準マニュアルを確立し、現にこれに基づき調理業務をおこなっていること。

(12) 令和３年９月１日以降、特定給食業務及び大量調理施設業務において食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）の規定による営業許可の取消、営業禁止及び営業停止の処分を受けた者でないこと。

(13) 製造物責任法（平成６年法律第８５号）に基づく生産物賠償責任保険に加入している者であること。

(14) 契約締結時点で（１）、（７）～（13）の要件を満たしている業務代行者を確保できること。

５．事務手続き及び事業スケジュール

（１）公告日	令和８年１１月１２日（木）
（２）質疑受付	令和８年１１月１８日（水）午後５時まで
（３）質疑回答	令和８年１１月２０日（金）午後５時頃
（４）参加表明書の提出	令和８年１１月２７日（金）午後５時まで

（５）企画提案書等の提出　　令和８年１２月　４日（金）午後５時まで
（６）プレゼンテーション審査（予定）日　　令和８年１２月１０日（木）
（７）プロポーザル審査結果通知　　令和８年１２月１７日（木）頃予定

６．質問の受付及び回答

本プロポーザルに関し、質問がある場合はその旨を記載した質問書（第１号様式）を下記のとおり提出すること。

（１）提出期限

令和８年１１月１８日（水）午後５時まで

（２）提出方法

質問書（Ｗｏｒｄ形式）を事務局のメールアドレスに電子メールで提出し、電話にて受信の確認をすること。

質問がない場合でも必ず質問のない旨を電子メールで提出すること。

（３）回答

回答については、一括でまとめた上で令和８年１１月２０日（金）までに広陵町公式ホームページで公開予定（口頭による個別対応は行わない。）

（４）その他

ア　回答については、質問書の提出を行った者の名称等は公表しない。

イ　質問内容によっては回答しない場合もある。

７．参加表明書等の提出

本プロポーザルの参加資格を満たしていると見込まれ、参加する意思がある者は、提出書類作成要領（別紙１）を参照の上、参加表明書（第２号様式）等を下記のとおり提出すること。

なお、参加者は本書類の提出をもって、本実施要領等の記載内容を承諾したものとみなすものとする。参加表明書の提出がない者、又は参加資格を満たしていないと見込まれる者は本プロポーザルの参加について一切認めないものとする。

（１）提出書類

ア　参加表明書（第２号様式）

イ　誓約書（第３号様式）

ウ　事業者の概要等（任意様式）

事業の沿革・組織等がわかる書類を作成すること。パンフレット等でも可。

エ　委託業務事業実績（第５号様式）

オ　企業単体の賃借対照表及び損益計算書（直近２年間分）

カ　業務代行者の概要等（任意様式）

事業の沿革・組織等がわかる書類を作成すること。パンフレット等でも可。

（２）提出期限

令和８年１１月２７日（金）午後５時までに必着

（３）提出部数

正本及びＰＤＦデータ各１部

（４）提出方法

正本は持参又は郵送により事務局へ提出すること。郵送する場合は、「簡易書留」又は「レターパック」で指定期日必着とし送付すること。ＰＤＦデータは事務局メールアドレス宛に電子メールで提出し、電話にて受信の確認をすること。

※データ容量がメール受信許容量（１０ＭＢ）を超える場合は、ファイル共有用のＵＲＬを発行するため、事前に電話又は電子メールで事務局まで連絡すること。

（５）資格確認

提出された参加表明書等を確認し、応募者へ結果を電子メールで通知する。

８．企画提案書等の提出

本プロポーザルの参加者は、提出書類作成要領（別紙１）を参照の上、下記のとおり提出すること。

（１）提出書類（「提出書類作成要領」を確認のこと）

ア　プロポーザル関係書類提出書（第６号様式）

イ　企画提案書（第７号様式－１～８）

ウ　見積書（第８号様式）（各年度の詳細内訳見積書も含む。）

（２）提出期限

令和８年１２月４日（金）午後５時まで（ただし、土、日、祝祭日は除く。また、持参提出の場合は本町開庁時間のうち、正午から午後１時までを除く、午前９時から午後５時までとする。）

（３）提出部数

正本及びＰＤＦデータ各１部

（４）提出方法

７．参加表明書等の提出の（４）に準ずる。

（５）参加辞退

参加辞退の場合は、辞退届（第４号様式）に必要事項を記入の上、プロポーザル関係書類の提出期限（令和８年１２月４日（金）午後５時）までに提出すること。

プロポーザル関係書類を提出後に、参加辞退をする場合、又は参加資格を満たさないことがわかった場合は、速やかにその旨を事務局に届け出ること。

９．審査の方法等

本プロポーザルの審査は、広陵北かぐやこども園給食調理業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行うものとする。

（１）プロポーザル審査（書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング）

審査委員会は資格審査において選定された参加者に対し、提案書類等についての提案内容にかかるプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション」という。）を行う。

ア　開催日時及び場所

日時　令和８年１２月１０日（木）午前９時から（予定）

場所　広陵町総合保健福祉会館「さわやかホール」４階中会議室

イ　所要時間

１参加者につき４０分程度（提案２０分、質疑応答約２０分）

ウ　出席者

原則として、契約締結後に主担当となる予定の方が説明及び回答をすること。会場に入出できるのは３名以内とする。

エ　資料

プレゼンテーションに使用する資料は、企画提案書等の内容のみとする。

なお、大型液晶モニター及びＨＤＭＩケーブルは本町で用意する。

オ　選定方法

提案内容についてプレゼンテーションを行なった上で選定審査基準（別紙２）に基づき採点し、合計点数の上位の者から順に、最優秀者及び次点者を各１者選定する。

参加事業者が１者であっても本プロポーザルは成立するものとするが、審査の合計点数が満点の６割未満の場合は選定しない。

カ　選定通知

審査結果については、審査終了後、速やかにプレゼンテーションを行ったすべての参加者に通知する。

（２）提出書類の取り扱い

提出書類の取り扱いについては下記のとおりとする。

ア　書類提出後、事務局より指示がないものについての記載内容の変更、追加及び再提出は認めない。

イ　提出されたすべての書類については返却しない。

（３）失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア　参加表明書の提出後に資格要件を満たさない事由が確認された場合

イ　提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ　審査委員会が審査の公平性に影響を与える行為があったと判断した場合

エ　審査委員会が本実施要領に違反すると判断した場合

オ　著しく信義に反する行為等、審査委員会が失格であると認めた場合

（４）異議申し立て

本プロポーザルの審査結果については、一切の異議申し立てを認めない。

（５）契約について

最優秀者を本業務委託の第１位優先交渉権者とし、契約交渉を行うものとする。

最優秀者が契約を辞退した場合、又は契約交渉が不成立となった場合には、次点者と契約交渉を行うものとする。

１０．その他

（１）本町は、書類の作成、提出、プレゼンテーション等に係る一切の費用は負担しない。

（２）提案書類等の著作権は、参加者に帰属する。ただし、本町が本案件に関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

また、本案件に係る情報公開請求があった場合は、広陵町情報公開条例に基づき書類を公開することがある。

（３）本プロポーザルの参加者は、本プロポーザルにおいて知り得た情報を本プロポーザル以外の目的で使用しないものとする。

（４）この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は審査委員会が別に定めるものとする。

（５）参加事業者数、交渉権第１位及び第２位である事業者名並びに合計点数については、広陵町公式ホームページで公表する。